

平成29年3月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定による監査を実施したので、同項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

平成29年5月26日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄

## 第1 請求の受理

### 1 請求書收受年月日

平成29年3月28日

### 2 請求人

(省略)

### 3 請求の要旨

#### (1) 本件請求に係る事実

ア 県山本福祉事務所の生活保護・障害者加算等の認定漏れと生活保護費の過少支給

(ア) 山本郡三種町のAさん（女性・65歳）は母（89歳）と2人世帯で、平成19年8月から県山本福祉事務所から生活保護を受給している。当時、母は「要介護5であり、月の半分をショートステイ。残りの概ね半月が在宅という生活を平成21年12月頃から継続している。在宅では、日常生活全般についてAさんの介護を必要とし、特殊寝台を借用しているほか、三種町から紙おむつの給付を受け」ていた（事実証明1。山本福祉事務所平成28年3月30日付報告書）。

同事務所はAさんに対し、母の特別障害者手当の申請を援助し、同福祉事務所長は平成21年10月27日付で同手当を認定し、同年11月から同手当の支給をしている（月額2万6,440円。24年4月分から月額2万6,260円に改定）。

特別障害者手当とは、20歳以上で常時介護を必要とする在宅の重度障害者に支給される制度である（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）。

Aさんは、手当受給が認められたことが嬉しくて、認定通知書の支給金額、支払日等々に蛍光ペンを塗って現在まで大切に保管している（事実証明2。特別障害者手当認定通知書）。

(イ) 生活保護基準では特別障害者手当認定者には次の①②③の各加算を加えた最低生活費が算定されることになっている（3級地の2。平成21年度・月額）。

①障害者加算2万3,100円、②重度障害者加算1万5,400円、③家族介護加算1万2,090円。…計5万590円。

従って、認定前9万2,640円の最低生活費で暮らしてきたAさんらは月5万円余り多い14万1,461円の生活が保障される（暖房費加算のない4から10月までの金額）。

(ウ) ところが同福祉事務所は同手当の収入は全額を認定し取り上げたが、前記の各加算は行わなかった。つまり、特別障害者認定の前と同じ状態のままにされたのである。5万円はAさん世帯の本来の最低生活費の3分の1以上にあたるから、その後6年半にわたり保護基準の3分の2以下の極度の困窮生活を強いられた。

蛍光ペンを塗ってまで喜んだ手当の認定支給が何らの生活改善につながらなかったことにAさんは全く気付かなかった。長く生活保護を受けてきたが、保護費の計算は知らなかったし、福祉事務所の言うことには従わなければならないと考えてきた。しかし、重度障害の母を介護しながらの生活はあまりにも厳しく、「生活のやりくりができない」と何回も訴えた。しかし、返ってくるのは、いつも、「そのお金の中でやりくりしなければならない」との言葉だけだった、と話している。

(エ) 山本福祉事務所は、平成28年3月22日に前記②の誤りに気づき、3月28日付で秋田県福祉政策課に報告した（引用者注…前記①及び③の認定漏れはまだ判明していない）（事実証明3）。

同福祉事務所長は同年4月7日付の秋田県知事あて事故報告書（事実証明4）及び4月18日付同変更報告書（事実証明5）において、Aさんに対し、前記②に加えて前記①障害者加算及び③家族介護加算の認定漏れがあり、生活保護費未支給金額（以下「過少支給額」）が379万3,160円に上ること、Bさんに重度障害者加算及び冬季加算（特別基準）を平成26年4月から同28年3月までの24か月の認定漏れにより36万5,459円の過少支給額があること、Cさんに重度障害者加算及び冬季加算（特別基準）を平成27年12月から同28年3月までの4か月の認定漏れにより24万3,440円（4月26日付修正報告額）の過少支給額があることを報告した。

#### イ 秋田県職員らの過失

(ア) 上記各加算は生活保護関係職員必携の「生活保護手帳」等に明記された保護基準であるうえ、同手帳

「別冊問答集」で次の丁寧な解説もされている。

「加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的として設定されたものである」が、「障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする障害者、…は、多額の特別需要を補てんしないと最低生活が維持できないこととなる。加算制度はこのような特別の需要に着目して基準生活費に、上積みする制度であり、したがって、加算対象者についてより高い生活水準を保障しようとするものではなく、加算によってはじめて加算がない者と実質的な同水準の生活が保障されることになる」。

- (イ) この解説のいう「健常者」と「障害者等」の関係は特別専門技術的なものではない。障害者が「障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする」こと、健常者と比べて「多額の特別需要を補てんしないと最低生活が維持できないこと」は、障害者福祉、障害年金の非課税、秋田県の福祉医療その他の公的な各種制度、J R・有料道路等の交通運賃、点字郵便物、NHK受信料、各種有料施設の優待等々、国民生活の広範な分野に存し、これらの社会的諸制度が、「障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする」等の事実に基づいていることは、国民が日常生活の中で普通に体験し、理解していることである。

従って、福祉事務所が「特別障害者」認定し手当を支給したとき、その手当を取り上げるだけでは済まないこと、「特別障害」に見合う「最低生活費の上積み」が必要と想像・理解することは「生活保護手帳」を全く知らない人々にも容易にできることである。

この最低の常識さえあれば、福祉事務所職員らが上記加算等の必要性にすぐに気づくし、万一その時見落としても、その後の何十回もの保護変更決定時に誰かは必ず気づくはずである。家庭訪問を繰り返す中でAさんの悲惨な生活実態に疑問を抱くはずである。

この誤りは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い注意欠如の状態」（最高裁・昭和32年7月9日判決）にあたる重大な過失であり、この「故意に近い注意欠如の状態」がAさんらの人間としての生存を長期に侵害する「違法有害な結果」をもたらしたのである。

- (ウ) これに対し、知事は、本件関係職員3人に戒告、8人に訓告を行ったが、本件に係る生活保護決定処分を何十回と決裁し続け、生活保護費の支出負担行為等を行ってきた関係職員らに対して本件賠償支出に係る金銭上の請求は一切行わなかった。

#### ウ 本件支出

- (ア) 本件過失判明後、県本庁は直ちにAさんらに損害賠償支払いによる和解方針をとった。賠償金は全て秋田県の公金から支出されるものである。

県福祉政策課は4月21日、「対象世帯に対し全額賠償する」との方針を決め（事実証明6）、同日付健康福祉部長の山本福祉事務所長あて通知「生活保護業務における重度障害者関係加算認定漏れに係る和解交渉について」（事実証明7）で、被害者3世帯に対し「生活保護費の支給不足額に遅延利息を加算した金額で和解する」ことを指示した。

そこで、山本福祉事務所は同年4月に、前記3世帯に対し同年2月分に遡って追加支給する保護変更決定を行うとともに、それ以前の過少支給分については損害賠償支払いによる和解交渉を開始した。

- (イ) Aさんは、同年4月20日に同事務所職員の家庭訪問を受け、前記過失の報告を受け、同月27日に過少支給額の具体的金額を知らされ、損害賠償で解決する旨の説明と和解承諾書の同意を求められた。Aさんは、その場で上記和解承諾書に署名・捺印したが、同賠償金受領による生活保護の廃止を懸念し、その後代理人を立て、生活保護費による遡及支給や損害賠償金からの各種控除による保護の継続等をめぐって同事務所と折衝した。しかし、同事務所が賠償金支払いによる保護廃止を譲らなかったため、平成28年8月18日付で秋田県が過少支給保護費369万4,660円及び同保護費に係る遅延利息の支払いを行う和解書を締結した（事実証明8）。

Bさん、Cさんについても前同様の経過で和解書が作成された。

- (ウ) その後、県は平成28年9月1日までに支払いを行った（以下「本件支出」。事実証明9）。

・ Aさん世帯…438万9,924円

①過少支給保護費の賠償金…369万4,660円（平成21年11月から28年1月まで、75か月分）、②遅延利息…69万5,264円。

・ Bさん世帯…24万4,554円

①過少支給保護費の賠償金…23万500円（平成26年11月から28年1月まで）、②遅延利息…1万4,054円。

・ Cさん世帯…2万5,505円

①過少支給保護費の賠償金…2万4,726円（平成27年12月から28年1月まで）、②遅延利息…779円。

(エ) 以上の計…465万9,983円

①過少支給に対する賠償金…394万9,886円、②遅延利息…71万97円。

(2) 本件支出の違法

本件支出は、前(1)のア記載のように、県山本福祉事務所職員の障害者加算等の認定漏れによる生活保護費の過少支給を直接の原因として支出されたものである。そして、上記認定漏れは、前(1)のイ記載のように秋田県職員らの重大過失によるものであるから、同過失を原因に支出された本件支出は違法である。

(3) 秋田県の損害

ア 秋田県は、前(1)のウ記載の損害賠償金を支出した。その結果、秋田県は次の金額の損害を受けた。

(ア) 過少支給保護費に対する賠償金394万9,886円（本件賠償金1）。

これは、本来生活保護費として支出されるべきものであった。生活保護費はその75%を国が負担するから、秋田県の支出は25%である。これに対し、本件賠償金1は、その全額を秋田県が負担したのであるから、その75%相当額である金296万2,414円は本来不必要であった支出であり、秋田県の損害である。

(イ) 本件過少支給保護費にかかる遅延利息金71万97円（本件賠償金2）。

本件過失がなければ、本件賠償金2は不必要であったのであるから、本件賠償金2の金71万97円は秋田県の損害である。

イ よって、秋田県は、前(ア)、(イ)の合計の金367万2,511円の損害を受けた。

(4) 関係職員の責任

ア 本件損害の直接の原因となった本件過失に係る責任

(ア) 本件過失は、前(1)のイで述べたように重大な過失である。

県山本福祉事務所長の前記事故報告書（事実証明4）は、この原因について、「福祉事務所長（兼課長）及び査察指導員は、重度障害者加算等の認定について認識不足あるいは欠如していた。特に、加算事由発生段階で認定しなければ、それ以降は、膨大なケース情報をその都度確認する時間もとれないことから、保護決定調書決裁時は、前回から変更になった個所の審査が中心となり、これまでの決裁・決定が適切なものと言う先入観があったとみられる」と述べている。

このように本件過失が発生した平成21年11月から同28年3月までに県山本福祉事務所で生活保護の決定・変更及び同保護費の支出負担行為等（生活保護決定調書）を審査・決裁していた同事務所長、査察指導員ら職員は本件損害に責任を有する。

(イ) 前記事故報告書は、更に、次のように同福祉事務所の体制・人員に大きな問題があったことを報告している。

「福祉事務所が単独で設置されていた時代には、最終決裁者まで4名の審査を経ていたが、審査者は査察指導員と所長の2名と少ないほか、生活保護法を熟知した現業員が少なくなっていることも発生の誘因となったとみられる」。

同事務所の生活保護担当職員数は社会福祉法第16条で定める法定定員を2名も下回っており、更には、厚労省が生活保護法施行監査で求める最低定員さえ1名下回っていた。しかも、そのことは県本庁も十分に認識していた。

すなわち、県は平成25年度から27年度の生活保護法施行監査において、同事務所に対し、定員を充足するよう改善指導を行っている。しかし、そのために必要な増員人事を行なわなかった。更に、平成28年度の人事異動案においても増員予定がなかった。

情報公開等によって上記事実を知った秋田県生活と健康を守る会連合会は、同年3月4日、県庁で記者会見してこの事実を公表するとともに、知事に対し、同事務所への増員を文書要請した（事実証明10）。その結果、3月10日発表の人事異動で急遽1名の増員が実現した（しかし、未だ法定定員には1名が不足している）。

本件過失は、同事務所の人的体制が法律で定める基準を満たしておらず、前記事故報告書がいう「認識不足、欠如」や「膨大なケース情報をその都度確認する時間もとれない」状況の下で発生し、同28年3月22日まで判明しなかったのである。

よって、自らが行った生活保護法施行監査の改善指導の趣旨に反し、同事務所に適切な人員配置を怠った知事をはじめとした県本庁関係職員は、本件損害に対し、その職責に応じて、責任がある。

イ 本件過失に対し、全額県費の損害賠償方針をとったことによる責任

本件は職員過失による生活保護費の過少支給である。従って、本件過失が判明した場合は、第1に、可能な限り（時効となる5年を限度に）その過失発生時に遡って生活保護費を追加（遡及）支給する等の対応方針が考慮されるべきである（事実証明11～12参照）。生活保護費で支給すれば、被害者であるAさんらが直

ちに保護廃止になることも防ぐことができたし、秋田県は、賠償金1として支払う金額の75%に相当する金額の支出は不必要であった。

しかし、前(1)のウ記載のように、県福祉政策課及び健康福祉部は、本件過失の報告を受けるや、生活保護費追加支給についてなんらの考慮することもなしに、直ちに、生活保護費の遡及支給を2か月前までに限定し、前記「損害賠償」方針を決定し、山本福祉事務所に指示し、本件賠償金支払いに至った。

よって、上記方針を決定した関係職員は、少なくとも、本件賠償金支払いにかかる損害について、その職責に応じて責任がある。

(5) まとめ

よって、監査委員が本件を監査し、本件損害についての責任職員に対する賠償の請求その他必要な措置をとるように、秋田県知事に対し、勧告することを請求する。

4 事実証明書

- (1) 事実証明1「生活保護世帯に対する重度障害者加算の認定漏れについて (vol. 2) (平成28年3月30日付け山本福祉事務所)」の写し
- (2) 事実証明2「特別障害者手当認定通知書 (平成21年10月27日付け山福環-309-11。秋田県山本福祉事務所長通知)、特別障害者手当の支給手当月額の改定について (通知) (平成24年4月27日付け山福環-344。秋田県山本福祉事務所長通知)」の写し
- (3) 事実証明3「生活保護世帯に対する重度障害者加算の認定漏れについて (平成28年3月28日付け山本福祉事務所)」の写し
- (4) 事実証明4「事故報告書 (平成28年4月7日付け山福環-176。山本福祉事務所長報告)」の写し
- (5) 事実証明5「4月7日付け事故報告の変更について (報告) (平成28年4月18日付け山福環-374。山本福祉事務所長報告)」の写し
- (6) 事実証明6「生活保護業務における重度障害者関係加算の認定漏れについて (福祉政策課)」の写し
- (7) 事実証明7「生活保護業務における重度障害者関係加算認定漏れ事案に係る和解交渉について (通知) (平成28年4月21日付け福政-237。健康福祉部長通知)」の写し
- (8) 事実証明8「和解書 (平成28年8月18日付け)」の写し
- (9) 事実証明9「生活保護変更決定処分に係る重度障害者関係加算認定漏れに関する和解及び損害賠償について (福祉政策課)」の写し
- (10) 事実証明10「福祉事務所ケースワーカーの法定定員確保の要請書 (平成28年3月4日付け秋田県生活と健康を守る会連合会 会長 鈴木正和から秋田県知事 佐竹敬久あて)」の写し
- (11) 事実証明11「生活保護決定 (変更) 通知書 (平成21年7月15日付け能福発714号。能代市福祉事務所長通知)」の写し
- (12) 事実証明12「平成27年12月24日付審査請求に関する証拠の提出 (2) (平成28年3月17日付け、秋田県知事 佐竹敬久あて)」の写し

5 請求の対象となる職員

知事ほか本件事案に関係する職員

6 請求の要件審査

本件請求事項については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本請求に係る県の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに県の事務の執行に関する事項

2 監査対象課所

- (1) 健康福祉部地域・家庭福祉課及び山本福祉事務所
- (2) 総務部人事課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成29年4月12日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 提出された証拠

- ア 事実証明13「平成26年1月9日付け及び平成26年4月3日付けで提出された要請書について (回答) (平成26年6月26日付け福政-698。秋田県知事 佐竹敬久から秋田県生活と健康を守る会連合会 会長 鈴木正和への回答)」の写し
- イ 事実証明14「ケース診断会議記録票 (2部) (平成28年9月5日起案、同日決裁分及び平成28年9月15日起案、同日決裁分)」の写し
- ウ 事実証明15「平成26年度生活保護法施行事務監査の結果について (H27.1.20確認監査) (福祉政策課保護・援護班、山本福祉事務所)」の写し

## (2) 陳述の要旨

- ア 事実証明13には、年金を二重に収入認定していた問題で、県は、生活保護申請者への対応に丁寧さが欠けていたこと、注意力が欠けていたことを反省点にあげているが、今回判明した加算漏れも同様であり、反省点が生かされていない。
- イ 事実証明14には、賠償金支給の発生原因が記載されている。ミス背景を探らないと根本的な解決にはならない。
- ウ 事実証明15には、平成27年1月に行われた山本福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査において、山本福祉事務所から福祉政策課への増員要望をもって、改善済みとされていることが記されている。
- エ 今回の事務ミスは、加算認定漏れをした担当レベルの責任であり、それは重過失である。
- オ 県は直ちに賠償金を支払って解決した。和解の決定は、組織レベルの責任である。
- カ 公金支出の原因をつくった者の責任を求める。すなわち、全額県費支出の損害賠償方針をとった責任である。

## 4 地域・家庭福祉課及び山本福祉事務所の説明及び見解

### (1) 山本福祉事務所長、査察指導員ら職員による重度障害者加算等の認定漏れについて

請求人は、加算認定漏れについて「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い注意欠如の状態」(最高裁・昭和32年7月9日判決)にあたる重大な過失であり、この「故意に近い注意欠如の状態」がAらの人間としての生存を長期に侵害する「違法有害な結果」をもたらしたと主張している。

これに対し、地域・家庭福祉課及び山本福祉事務所は、加算認定は生活保護担当者としての経験が判断上重要になるが、重度障害者加算はそれまで山本福祉事務所で認定したことのない加算であったことに加え、これらの加算が必要であると認識するためには、非常に複雑なプロセスを経た検討と気づきが必要であると説明した。

### (2) 関係職員の責任等について

ア 請求人は、山本福祉事務所長、査察指導員ら職員に重大な過失があると主張している。

これに対し、地域・家庭福祉課及び山本福祉事務所は、当該職員に過失はあるものの、特別障害者手当を受給している者に重度障害者加算等の認定が必要であると認識するためには、(1)で述べたとおり高度な理解力が必要であり、ほとんど故意に近い注意欠如の状態とは言えず、当該職員に重大な過失はないと説明した。

イ 請求人は、山本福祉事務所に適切な人員配置を怠った知事をはじめとした県本庁関係職員は、県が受けた損害に対し、その職責に応じて責任があると主張している。

これに対し、地域・家庭福祉課は、人員不足のみが加算認定漏れの原因ではないこと、人員配置は全庁的な検討のもとに判断されたものであることから、知事をはじめとした県本庁関係職員に責任はないと説明した。

ウ 請求人は、本件は職員の過失による生活保護費の過少支給であるから、過失が判明した場合には、第一に、可能な限り(時効となる5年を限度に)その過失発生時に遡って生活保護費を追加(遡及)支給する等の対応方針が考慮されるべきであり、生活保護費で支給すれば、被害者であるAが直ちに保護廃止になることも防ぐことができたし、県は賠償金として支払う金額の75%に相当する金額の支出は不必要であったから、本件過失の報告を受けるや、生活保護費追加支給について何らの考慮することもなしに、直ちに、生活保護費の遡及支給を2か月前までに限定し、損害賠償方針を決定し賠償金支払いに至らしめた福祉政策課及び健康福祉部の関係職員には、本件賠償金支払いに係る損害について責任があると主張している。

これに対し、地域・家庭福祉課は、遡及支給は2か月を限度とすることが原則であり、特殊な事情にある場合は例外的にそれ以上の期間を遡及することはあり得るものの、事務ミスの原因とする遡及支給については、扶助費としての支出であっても、損害賠償としての支出であっても、国庫負担とはならない旨、平成28年4月7日に国に確認したと説明した。

また、同課は、扶助費として支給したとしても、金員の継続保有については、生活保護法の取扱と同様に、その用途について自立更生を目的としていると認められる部分に限り保有が認められるものであると説明した。さらに、同課は、平成28年5月17日、損害賠償金について、厚生労働省課長通知第3の18に基づき、保護費のやりくりによって生じた預貯金と同様の扱いとすることができないか国に確認したが、国の判断は不可であり、Aの希望を最大限尊重し自立更生計画の策定を進め、母の葬祭費、墓所費などを認定したものの、その額が賠償額と比して少額であったことから、保護廃止は不可避となり、そのことを世帯Aに納得をいただいたうえで廃止手続きを行ったものである。

## 5 人事課の説明及び見解

(1) 山本福祉事務所の体制・人員について

請求人は、山本福祉事務所の体制・人員に大きな問題があったと主張している。

これに対し、人事課は、次のように説明した。

ア 同事務所に配置を要する人数については、健康福祉部より5人と聞いており、それに対して、平成22年度から平成27年度までの間において4人を配置していたから、1人不足していたことは事実である。

しかし、社会福祉法に定められている人数はあくまでも標準値であり、それを下回っていたからといって直ちに違法となるものではなく、県の裁量の範囲であると考えている。

イ 県全体の職員数は、定員管理計画に人数が定められており、現在の定員管理計画（平成26年度～平成29年度）で、毎年1%ずつ、4年間で4%の129人を削減する内容となっている。こうした計画の中で、この10年間で職員数は、1,000人削減している状況である。

ウ 人事課としては、職員を一定程度削減しなければならない一方で、新たな行政ニーズにも対応していかなければならない状況にあり、各部局には、一定割合を削減してもらっているものの、毎年、それを大きく上回る増員要望があるのが現状である。

エ そのため、各部局等のヒアリングを通じて、増員の緊急性や必要性を勘案して、優先順位を付けて配置していくことになるが、その際には、各部局における優先順位を聞きながら、最終的な配置を行っている。

オ 結果として、山本福祉事務所の増員について優先順位が高くなかったという判断のもと、平成27年度まで足りない人員のままであった。

(2) 人的体制が基準を満たしていなかったことについて

請求人は、山本福祉事務所の人的体制が社会福祉法や生活保護法施行監査で求める基準を満たしていなかったことが、今回の損害が発生した原因であると主張している。

これに対し、人事課は、事務ミスをした職員に対し戒告等の処分をしたが、今回の事務ミスの主な原因は、特別障害者手当受給者に対して、重度障害者加算等の認定が必要であることを担当職員が認識しないまま処理を行ったことであり、職員の数の問題ではなく、業務の進め方の問題であるとの見解を示した。

6 加算漏れ判明後の再発防止のための対策等

(1) 健康福祉部の対応

ア 平成28年4月7日、重度障害者加算について、同様事例がないか他の福祉事務所（北、中央及び南福祉事務所）に照会し、存在しないことを確認した。

イ 平成28年4月12日、県の各福祉事務所に次のとおり事務処理の適正な実施について周知した。

(ア) 複数のケースワーカーで事務処理をチェックすること

(イ) 各福祉事務所で実施している現任訓練などを活用し、障害者加算等に関する知識の習得を図ること

(ウ) 各福祉事務所で実施時期を決め、事務処理の内部点検を行うこと

ウ 平成28年4月15日、秋田県福祉事務所長会議を開催し、再発防止策について改めて指示するとともに、意見交換を行った。

エ 平成28年4月19日、県と関係市福祉事務所（重度障害者加算等の認定漏れのあった事務所）の生活保護業務担当課長会議を開催し、再発防止策を周知するとともに、県の対応方針の考え方を説明した。

オ 事務ミスの発生を防止するため、生活保護業務の経験のない、又は経験年数が少ない職員でもわかりやすい事務処理マニュアルを平成29年度中に作成するとの説明があった。

カ 生活保護システムの改修を検討する。具体的には、保護決定調書で特別障害者手当等を収入認定し、重度障害者加算等が認定されていない場合にメッセージが表示されるようシステム改修を検討するとともに、平成30年度当初予算に反映すべく財政当局に要求していくとの説明があった。

(2) 山本福祉事務所の対応

毎月1回開催していた現任訓練に加え、毎週水曜日午前中をケース診断会議・ケース研究の時間にあて、現業員全員参加のもと各種事案について組織としての方針等を検討することとした。

(3) 人事課の対応

ア 平成28年4月1日付け定期人事異動において、山本福祉事務所にケースワーカーを1名増員し、5名を配置した（再任用職員1名を含む。）。

イ 平成29年4月1日付け定期人事異動において、山本福祉事務所のケースワーカー5名の配置を維持した。

7 監査によって判明した事実関係

(1) 請求人が、本件請求に係る事実として主張している金額（①障害者加算2万3,100円、②重度障害者加算1万5,400円、③家族介護加算1万2,090円、合計5万590円）は、①障害者加算2万3,100円、②重度障害者加算1万4,380円、③家族介護加算1万2,060円、合計4万9,540円である。

(2) 山本福祉事務所は、Aに対し、母の特別障害者手当を受けるように勧めた当時、生活保護を担当している班に特別障害者手当の認定事務を行っている職員がいたため、在宅ではぼぼ寝たきりの状態であれば、特別障害者

手当を受給できることを知っていた。

生活保護においては、生活保護を受ける前に使える制度を全て使うということで組み立てられており、生活保護費の支給前に特別障害者手当の支給を受けることができるのであれば、それを受給し、優先的に生活費に充ててもらおうということで、職員は、特別障害者手当を受給する手助けをした。

- (3) 重度障害者加算については、国の考え方では、例えば身体障害者手帳を持っている、療育手帳を持っている、特別障害者手当を受給しているからといった理由により加算を付けるようにはなっておらず、本人の状態に着目し加算を付けることになっており、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害」があるかどうかを判断して加算を付ける考え方となっている。そうした判断をするためには、法令等の記載を順に辿っていかなければならない。
- (4) 重度障害者加算の事務ミスは、他県でも数年おきに発覚している。県は、本件を契機に、全県の福祉事務所で事務を見直したところ、県内4市において同様の事例があった。平成28年4月1日時点で、全県17福祉事務所で重度障害者加算の対象となる特別障害者手当等を受給している被保護者は42人であり、そのうち31人が認定されている。これは、重度障害者加算の難解な手続きを読み解いて、適切に対応したものである。
- (5) 生活保護担当者が替わった場合でも、後任の担当者が分かるようにケースファイルには特別障害者手当の受給者であることが明記されている。
- (6) 本件判明後の対応として、県は、①2か月の遡及、②公的債権の消滅時効である5年を限度とする扶助費の支給、③国家賠償法に基づく全額の賠償の3方法を中心に検討したものである。
- (7) 請求人は、「秋田県職員らの重大過失によるものであるから、同過失を原因に支出された本件支出は違法である。」と主張しているが、職員に過失があったことは間違いなく、県は、国家賠償法に基づき賠償したものである。

### 第3 監査委員の判断

以上に基づき、本件請求について次のように判断する。

#### 1 対象世帯に対する損害賠償金及び遅延利息の支出に違法性があるか

請求人は、当該損害賠償金等の支出は、山本福祉事務所長、査察指導員ら職員の重度障害者加算等の認定漏れによる生活保護費の過少支給を直接の原因として支出されたものであり、当該認定漏れは重大な過失によるものであるから、この重大な過失を原因に支出された損害賠償金等の支出は違法であると主張している。

しかし、職員に重大な過失があるかどうかは、当該職員に対する県の求償権の問題であって、県の対象世帯に対する損害賠償金等の支出については、国家賠償法第1条第1項に基づく県の賠償責任を果たしたのだから、本件支出は適法であると認められる。

#### 2 県に損害はあるか

請求人は、県が被害世帯に損害賠償金を支払った結果、県は、損害賠償金の75%に相当する額に遅延利息を加えた額の損害を受けたと主張している。その理由は、過少支給保護費に対する賠償金については本来生活保護費で支出されるべきもので、その75%は国庫負担であるのに、賠償金は全額県が負担したのであるから、賠償金の75%相当額は本来不必要であった支出であり、県の損害である。また、加算認定漏れがなければ遅延利息の支払いも不必要であったのだから、遅延利息相当額についても県の損害であるというものである。

これに対し、地域・家庭福祉課及び山本福祉事務所は、当該支出については、県が賠償責任を履行したものであって、県が損害を受けたとの評価は相当ではないと主張している。

この点、地域・家庭福祉課から、扶助費としての支給について国庫負担となるのは2か月の遡及分に限られ、それ以前の分は対象とならないことを、平成28年4月7日に国に確認した旨の説明があり、このことからすれば、いずれ国庫負担はなかったのだから、損害賠償金を支払った結果として県に損害が生じたのではないと判断される。しかしながら、山本福祉事務所長、査察指導員ら職員による加算認定漏れがなければ、扶助費として支給することとなったわけで、その4分の3は国庫負担であるのだから、当該相当額に支給不足相当額に係る遅延利息を加えた金額について、実質的には県に損害が生じたものと認められる。

#### 3 県に不当に財産の管理を怠る事実があるか

県の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、県が、これを賠償する責に任ぜられ、この場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、県は、その公務員に対して求償権を有する（国家賠償法第1条第1項及び同条第2項）ものである。

請求人は、「本件責任職員に対する賠償の請求その他必要な措置」をとるように知事に対し勧告することを求めている。請求人がいう「賠償の請求その他必要な措置」とは、「怠る事実によって県のこうむった損害を補填するために必要な措置」（地方自治法第242条第1項）であり、それは、当該職員に対する求償権の行使であると解する。

地域・家庭福祉課及び山本福祉事務所は、特別障害者手当受給者に係る重度障害者加算等の認定漏れについて、山本福祉事務所長、査察指導員ら職員が、そもそも重度障害者加算等の認定をするケースであることを知らなかったことから生じたものであり、その背景については、生活保護手帳等に特別障害者手当の受給と加算認定が結びつ

くような記載がないなど内容が難解であるとともに山本福祉事務所で認定したことのない加算であり、全県的にも重度障害者加算の対象となる特別障害者手当等を受給しているケースは極めてまれであったことから組織的対応も及ばなかったと説明している。

平成28年4月に保護を受けた者は県内で1万5,000人を超え、そのうち重度障害者加算の対象となる特別障害者手当等を受給している被保護者は31人（世帯A、世帯B及び世帯Cの加算漏れ判明前）と全県の被保護者に対する割合からすれば少ないものの、実人数としては31人も存在する。この31のケースにおいては、難解な手続きを読み解いて適切に対応しているのに対し、今回の加算認定漏れは、加算が必要であることを職員が認識できなかったことに起因していると判断される。

県は、当該職員に対し求償をしていないが、請求人が主張するように、山本福祉事務所長、査察指導員ら職員に重大な過失があるとすれば、県は当該職員に対して求償権を有することになり、それを行使していないことは、地方自治法第242条第1項に定める「不当に財産の管理を怠る事実」に当たることになる。

この重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これをみすごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」（最高裁昭和32年7月9日）とされている。

以上の事実から判断するに、山本福祉事務所長、査察指導員ら職員には過失があったと判断されるものの、重大な過失があったとまでは認められない。

よって、県には、不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件請求には理由がないものと認められる。

#### 付記

本件のような事務ミスは、生活保護業務に対する県民の信頼を大きく損なうものである。このことを重く受けとめ、加算認定漏れ等の事務ミスが再び発生しないようその防止に万全を期すこと。